

## 箕輪町新規就農者住居費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化及び後継者不足などが課題となっている中で、新規就農者に対し住居費の補助を行うことにより、新たな農業の担い手を確保し、地域農業の振興を図るため、新規就農者住居費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、箕輪町補助金等交付規則（昭和 55 年箕輪町規則第 21 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める。

(1) 農業経営 農業所得を主として生計を維持することを目的に町内の農地の所有権を有し、又は利用権の設定を受けるほか、主要な農業機械・農業用施設を所有又は借用し耕作することをいう。

(2) 新規就農者 町外から転入し、町内において農業経営の開始から3年以内、かつ、農業経営開始時の年齢が60歳未満の者をいう。

(3) 住居費 自己の居住のため賃借している町内に存する住居の賃借料をいう。（共益費、保険料、光熱水費を除く。）

(4) 定住 箕輪町の住民基本台帳に登録され、かつ、自己の居住のため町内に存する住居に引き続き5年以上居住することをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、新規就農者であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 町外に引き続き1年以上居住していた者で、町内に定住する意思を持ち、居住することを目的として町内の住居の賃貸借契約を締結しているもの

(2) 農業経営の主宰権を有し、かつ、生産物や生産資材を本人名義で出荷又は取引している者

(3) 補助金の交付申請時において、当該者及び同一世帯の世帯員が箕輪町に納付すべき町税等を滞納していないこと。

### (補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、経営開始後3年とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、住居費の2分の1に相当する額とし、月額 15,000 円を限度とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箕輪町新規就農者住居費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。なお、申請は、年度ごととする。

(1) 住居の賃貸借契約書の写し

(2) 主要な農業機械・農業用施設を所有又は借用していることを証する書類

(3) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

(補助金の変更又は中止)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、箕輪町新規就農者住居費補助金変更交付(中止)申請書(様式第3号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 住居を変更するとき。

(2) 住居費の額を変更するとき。

(3) この補助金の補助対象者に該当しなくなるとき。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について申請者に通知する。

(実績報告)

第9条 申請者は、当該年度における補助対象期間の最終月の住居費を支払後速やかに、箕輪町新規就農者住居費補助金実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 作業日誌の写し

(2) 生産物や生産資材を出荷又は取引した通帳の写し

(3) 住居費を支払ったことを証する書類の写し

(完了の確認及び通知)

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、報告内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の規定による通知書を受けたときは、速やかに町長に箕輪町新規就農者住居費補助金請求書(様式第5号)により補助金の請求をしなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付された全部に相当する額の補助金の返還を命ずることができる。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として町長が認めたときは、この限りでない。

(1) 補助対象期間内に農業経営を中止又は休止したとき。

(2) 補助対象期間内に町外へ転出したとき。

(3) 定住の要件を満たさなくなったとき。

2 町長は、前項の規定による補助金の返還を命じたときに申請者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。